

## 会 議 録

会議名	平成 22 年度 第 1 回丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成 22 年 6 月 28 日(月)午前 10 時～午前 11 時 50 分
開催場所	丸亀市役所 別館 5 階第 1 会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>鹿子嶋 仁 (会 長)、山本 珠美、天野 裕子、高木 明美 (副会長)、 秋山 朋子、塚本 修、実原 伸子、赤熊 一弘、石原 茂、西川 泰徳</p> <p>(欠席委員)</p> <p>大山 治彦、岡 千枝、喜多 壽子、砂古 敏之、大原 久美子</p> <p>(事務局)</p> <p>企画財政部長 大林 諭、企画課長 矢野 律、企画課副課長 小山 隆史、 企画課担当長 徳田 明香、企画課主任 中原 直樹</p>
議 題	<p>・議事</p> <p>1.自治基本条例の検証について</p> <p>2.その他</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の趣旨
企画課長	<p>おはようございます。ただいまから平成 22 年度第 1 回目の自治推進委員会を開催いたします。まず、4 月 1 日付けで事務局の異動がありましたので、紹介させていただきます。</p>
企画財政部長	<p>4 月の異動で企画財政部長に就任しました大林です。どうぞよろしく申し上げます。本日はお忙しいなかご出席いただき、改めてお礼申し上げます。</p> <p>丸亀市の自治基本条例は色々な方のご意見をいただいて、平成 18 年に制定しました。そのあと、条例に沿って様々な事業が進められておりますが、条例が制定されてすでに 3 年半が経過しています。条例では 5 年を目途に、条例の理念に沿って種々の事業が実践されているのか、また、条例が現在の社会情勢に適合しているのかといったことを検証することとなっております。委員の皆様から検証していただければと思います。市民参画ですとか協働を踏まえた自治の推進は、丸亀市としてはまだまだ万全の体制ではありませんので、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただいてこれからの事業、施策に生かしていこうと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p>
企画課長	<p>部長と同様に 4 月 1 日付けの異動で企画課長となりました矢野です。これまでは企画課で主に行革担当を 2 年ほどやっておりました。行革の中でも自治推進、</p>

	<p>協働については重要な位置づけをしております。これからも皆様のご協力をいただき、この会が有意義なものになるよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>自治基本条例は平成 18 年 10 月 1 日に施行されましたが、条例の第 33 条で施行の日から 5 年を目途に見直しすることになっており、平成 23 年 10 月 1 日が見直しの期限となります。本委員会でも条例の見直しについて集中的に議論していきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の会議は委員総数 15 名中現在 10 名の出席されており、附属機関設置条例第 7 条第 2 項により、過半の出席がありますので本会が成立していることをご報告します。この後は附属機関設置条例第 7 条第 1 項に基づき、会長に議事進行をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>本日の議題は自治基本条例の検証についてです。確認ですが、条例第 33 条で『市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念に適合したものであるかどうかを検討するものとする。』となっております。各条項が条例の基本的な精神や趣旨、目的に反しているか反していないかを検証することが第 33 条第 1 項の見直しということになります。もし、問題があるとなれば各条項自体を書き換えたり、修正したりするということが必要となります。しかしながら、条例自体は抽象的な表現となっているため、本当に条例の内容が実現されているかというところの判断が課題になります。例を挙げますと、市民の意見を聞くというところでパブリックコメントを実施すると条例にあります。パブリックコメントを実施し、特にコメントもなく問題なしと判断すればそこで終わってしまいます。しかし、市民からの意見が少ないということ自体、パブリックコメントでの提案の仕方に問題があったのではないかと、添付資料が市民に分かりづらかったのではないかとというような問題も考えられます。条例の抽象的な部分の運用の仕方のところで問題が実際に発生ということもあるのではないのでしょうか。条例が形式的にだけ守られているのではなく、形骸化していない、市民が主体的に丸亀市のまちづくりに参加するといった精神が本当に具現化されているかどうかということも、この委員会で見ただけだとは思いません。もし、そうでないところがあるのであれば、問題点を指摘してどういう解決方法があるか委員会でも検討し、また、問題点を行政に提言して行政側でも考えてもらうということもあると思います。ここでの作業は、条例の条項自体の見直しだけでなく、実際書かれている内容が丸亀の社会で生かされているかという</p>

	<p>観点にも注目して検証を進めていきたいと思えます。見直しのスケジュールの最終期限も迫ってきたので、具体的なスケジュールを定めて、それに沿って作業を進めていこうと考えております。スケジュールについては、議題 1 になっていますので、事務局の方で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局より資料 1～5 を説明》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールについて 資料 1</li> <li>・自治基本条例の条項に沿った検証について 資料 2,3</li> <li>・市民アンケートについて 資料 4,5</li> <li>・参考資料 伊丹市提言書</li> </ul>
西川委員	<p>資料 1 で審議会 6 回となっているが、これとは別の審議会ですか。</p>
事務局	<p>この自治推進委員会のことです。</p>
西川委員	<p>前年度は 2 回ぐらいしかなかったけれども、今年度は頑張って開催するのですね。</p>
事務局	<p>はい、そのための予算も確保しています。</p>
山本委員	<p>スケジュールの関係で質問します。伊丹市の場合は 4 年以内に見直すということで、結果的には条文自体の改正はなしということになっているかと思いますが、丸亀市の場合は条例の見直しの検討をしていく中で、もしかすると条文を改正する必要ありという結論になるかもしれないということですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
山本委員	<p>もし、条文を改正しないといけないということになった場合、市議会との関係が発生してくると思いますが、それはどのタイミングになりますか。</p>
事務局	<p>第 5 回の審議会までに提言書（案）作成となっておりますが、それが 1、2 月頃になります。その中で条文の改正が必要だということになりますと、今回の第 2 期のメンバーのときに議会に諮るとするのはスケジュール的に難しいと思えます。ですから、第 2 期のメンバーには、この条項については改正が必要とか必要でないという提言までしていただいて、それ以降は第 3 期の</p>

	<p>メンバーに引き継いでいただく形になると思います。また、平成 23 年 9 月末までに検証作業ができていれば、もし、改正が必要という結論になった場合、改正自体はそれ以降になっても問題はないとの認識です。</p>
<p>会 長</p>	<p>第 33 条は検討するという事になっています。検討の結果、条文の改正が必要ということになれば委員会として提言をして、それを執行機関に検討していただくこととなります。市長が議会に提案する時期は平成 23 年 10 月以降でも問題ありません。われわれは提言まではするが、そのあと条例の改正を提案するかどうかについては執行機関にお任せするしかありません。</p>
<p>赤熊委員</p>	<p>アンケートを集計して検討していった提言書を作成する訳だが、伊丹市の場合は 2 ヶ月ぐらいで 17、18 回ぐらいの会を開いているが、丸亀市の場合はそれに比べると回数が少ないかと思いますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>タイトなスケジュールとなっていますが、会議と会議の間で事務局が各委員からの意見などを取りまとめて資料を事前にお渡ししますので、事前に確認していただき、次の会の議論が深まるような形で効率的に進めていきたいと思っております。今のところはこのスケジュールのとおり 6 回で考えています。どのような課題を出していただけるか、それに対してどういった取り組みが考えられるか、会の進み方次第で状況は変わりますが、できるだけ効率的に進めていきたいと考えておりますのでご協力よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>確かにスケジュールは少しタイトだと感じられるところがあると思えます。会議の回数についてもご指摘のとおりだと思います。検証作業は 5 年という区切りはありますが、必要であれば 1、2、3 年で提言書を出すことも別段問題はありません。今回は 5 年目の期限が来年度に来ますので、そこから逆算するとこれが限度ではないかと思えます。このスケジュールがタイトになっている理由は、今回の第 2 期のメンバーが平成 23 年 3 月までに提言書を出すという形をとっているからです。見直しだけを 5 年以内にとすることであれば、平成 23 年 10 月までに提言書を間に合わせればいいのではないかとこの考えもあります。しかしながら、事務局の考えたスケジュールはかなり良いと思えます。というのも提言書を出したあと、行政は何もしない場合がよくあります。一種のアリバイ作りだけのために提言書が使われるケースがしばしばあるのではないかと思います。その点、事務局が考えたスケジュールはタイトだが、平成 23 年 3 月までに提言書をまとめ、4 月以降、丸亀市でこの提言内容を検討していただく予定になっています。第 3 期のメンバーに</p>

	<p>なりますが、平成 23 年 7 月に平成 23 年度第 2 回の委員会の中で問題点に対する改善策が市から説明されるようになっていきます。これがあるのとないのでは、大きな違いがあると思います。よって、そこまでのスケジュールを組み込むと、どうしてもこういうタイトなスケジュールとなってしまいます。わたしは、このチェックがかかるというやり方はいいと思います。審議の回数は年度内でいえば、今日と確認の最後を除いて実質 3、4 回しかありませんが、作業の進め方としてはまず各委員に問題点を出していただいて、それに基づいて議論をし、条例の改正が必要なのか、運用の問題なのか分析して、条例全体を見渡して見直しを検証する。これは非常に合理的なやり方だと思います。</p>
天野委員	<p>アンケートは 16 歳以上となっていますが、対象年齢が低いように思いますが。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、一緒にアンケートをしている総合計画が 16 歳以上を対象にしたものです。他の自治体も総合計画などのアンケートは 16 歳以上を対象としていることが多いです。総合計画は前回は 16 歳以上を対象としました。総合計画も基本計画が見直しの時期になっており、総合計画は自治基本条例の流れに沿ったもので、同じ条件の下で前回からどのように市民の意識が変わってきたかが知りたいため、対象年齢を前回同様 16 歳以上としています。</p>
会 長	<p>例えば、総合計画関係のアンケートの中で学校など子どもたちの学習施設が充実しているかなどの項目があります。これは大人より実際利用している子どもが感じている意見を聞いたほうが正確なのではないでしょうか。</p>
会 長	<p>資料 1 のスケジュールは大体これでよろしいでしょうか。伊丹市のような提言書までできるかどうかは会の開催回数等の制約もあり、不安な点は色々ありますが、できる範囲のことでいいと思います。第 2 期のメンバーで考える問題点を抽出して次期の方々に引き継ぐという形でよろしいのではないかと思います。スケジュール等で他に何かありますか。</p>
西川委員	<p>これでいいと思います。</p>
会 長	<p>では、大まかなスケジュールはこれでいきましょうということになりましたので、実際の具体的な手順部分ですが、各委員から意見等を出していただき、事務局のほうで集計・分類・整理してもらいます。課題の抽出が 8 月の</p>



事務局	はい、依頼がありましたら、資料を持って伺います。
山本委員	<p>この検証作業は思っている以上に結構大変だと思いますが、例えばワークシートの18条のところに審議会等の運営ということで関連事業等のところに会議開催情報の公表、会議録の公表、公募委員の募集という項目があります。これは企画課だけのことというのではなく、丸亀市役所全体に関係していると思います。私が丸亀市民でないからかもしれませんが、丸亀市民であってもそもそも審議会がどれだけあるのか、どれだけ公募しているのか、会議録をどれだけ公開しているのか、正確に把握・理解している人はこの場にもいないと思います。ひとつひとつの条文を検証していくにあたって、本気でやろうと思えば推進委員の立場でできることとできないことがあって、今言ったことをひとつひとつ全ての条項に対してチェックしていこうと思えば、とても大変なことになると思います。そのあたりどこまでこれを書けるのか不安です。次の第19条もそうですが、住民投票というのがこの5年間行われているのかいないのかというのも、わたしの情報というのはメディアベースで入ってくるのが中心なので全てを知っているかという点と疑わしい訳です。第28条の行政評価も細かい情報までは必要ありませんが、この5年間行政評価をやったかやっていないか、主たるものだけでもあったほうがコメントしやすいと思います。丸亀市のホームページにこういった情報があるというのでもいいのですが、情報提供してください。</p>
会 長	<p>今のご意見はそのとおりだと思います。客観的資料がないと判断できないという項目が結構あると思います。どういう資料が必要か事務局におっしゃってください。期間が短く大変かもしれませんが、事務局もやっていただかないと判断のしようがありません。資料を提供いただくかホームページのここに載っていると具体的に教えていただきたいと思います。期間がないが7月16日までにこの点についてこういった資料がほしいと回答の中に入れていただくということも仕事のひとつです。</p>
赤熊委員	<p>委員だからといって全て知っているわけではないので自分の立場で知っている範囲で分かる項目を検証すればいいのではないのでしょうか。その中で必要な資料があれば提供を受ければいいと思います。例えば山本委員さんのおっしゃったように丸亀市に住んでなかったら分からない条例はたくさんあると思います。それは事務局などに提供を受けなければ分からないと思うし、大変な作業だと思います。だから、自分の立場でできるものだけすればいいと個人的には思います。</p>

会 長	<p>基本的にはワークシートの全てを埋めなければいけないということではありません。例えば伊丹市は 87 件の意見がでており単純に割ると一人あたり 5 件ぐらい、したがって皆さんそれぞれ経験があつて知っていたり、関心に基づいてご意見をだしていただくということで十分だと思います。例えば審議会のことがそれに含まれて、資料がほしいとなれば請求すればいいと思います。ただ、関心があるといっても資料がないことには評価のしようがないので資料は用意してください。また、ホームページなどに掲載しているのであれば教えてください。</p>
事務局	<p>審議会の公募委員さんの状況はこの 2 回くらいは報告しておりませんが、最新の情報については資料を作らせていただきます。協働については前々回の資料に協働の内容を載せていますので、それをまたお配りしてもいいのではないかと考えています。</p>
西川委員	<p>そうすると資料がダブルのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>最新のものは、第 2 期の皆さまにはまだ配布していません。</p>
山本委員	<p>自治基本条例の検証の方法ですが、3 週間程度でワークシートに書き込む場合、全てのことを知っているわけではないので、自分の知っている範囲でということでも十分だし、それしかできないと思います。さすがに出資法人のことは私も無理だと思います。しかし、本気でこの条例を検証するのであれば、やっぱり逐条でやっていくべきだと思います。伊丹市は逐条というよりテーマを決めてやっているみたいですが、今回初めてなので逐条が難しいということであれば仕方がないという気も一方ではします。ただ、全く指摘のないような抜け落ちる条項があるのはどうかと思います。どんな風にまとめていくのでしょうか。</p>
石原委員	<p>先ほどから皆さん同じことの繰り返しになっているのではないのでしょうか。そういうことがあるから事務局のほうからワークシートの右のほうに課題としてどんどん書いてほしいと何度もお願いしているし、欄が足りなければ別紙に書くなり、これ以外に何かあれば書いてくださいと前もって提起しています。何度も同じことを言っているが、もっと集約しませんか。</p>
会 長	<p>山本委員の意見は理解できます。確かに関心のあるテーマだけ出していけば、偏りができます。抜け落ちたところをどうするか考える必要があるのでは</p>

事務局	<p>ないでしょうか。例えば具体的に出た第 27 条の出資法人の監督指導、実際の関係事業としては、関係団体に対する監査の実施と結果の公表ですが結果も公表はされていますか。</p>
会長	<p>はい出ています。</p>
事務局	<p>そうすれば、こういうことでやっていますということを報告書で書いていいと思います。伊丹市で少し足りないのは客観的資料がないというところですが、各取り組みで問題点は指摘されているができているところはどこかというところが抜けています。できていることはこういうことでやっていますという資料をつけて足りないところはここですと言わないと、できているところまで足りないといったことに成りかねないと思います。山本委員のおっしゃった抜け落ちたところをどうするのかというところは、そういう形である程度資料などがあるのなら付けて補完すればいいのではないかと思います。答えになっているかどうか分かりませんが、いかがですか。</p>
会長	<p>伊丹市の場合、丸亀市のような行政の役割に関する条文があまりないので、取り組み的には市民の目に触れて分かりやすい部分が多いと思います。行政評価と財政の健全化には皆さん興味があると思いますがそれ以外のところはよくわからないという印象だと思います。それに関しては関連事業等の内容で見ていただいて資料も提供したいと考えています。</p>
会長	<p>伊丹市のまちづくり基本条例の場合、この条例と別に市民参画条例というパブリックコメントなど具体的な手続きを定めた条例を別に作っているパターンであります。理念と手続きを1つにしている丸亀市とは、条例の作り方が違います。伊丹市の提言があのような形式になったのは必然的であると思います。条例の作り方が違うので、丸亀市の提言が必ずしもあのような必要はありません。厳密に言えば条文ごとに検証していくのが本当の作業だと私は思います。ただ時間的に限られているので、伊丹市のように中心事項をピックアップしてそこに焦点をあてることも必要かもしれません。しかし、山本委員の言われるように全く抜け落ちる部分があるというのもどうかと思うので必要な資料は事務局で用意してもらいたいと思います。</p>
塚本委員	<p>タイムスケジュールによると平成 22 年度末に委員の任期が切れ、メンバーが入れ替わることになります。平成 23 年度に第 2 期のメンバーが残って経緯を説明することがあるのでしょうか。それから私はコミュニティの代表とし</p>

	<p>て出席していますが、コミュニティのことぐらいしか分かりません。作業分 担をして進めるのはどうでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>1 点目について、平成 23 年度は第 3 期の方になります。2 期の方が残られ るかどうかわかりませんが、第 3 期の第 1 回で説明するようになるでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 2 期のメンバーにも何人かは残ってもらいたいし、お願いもしていきたい と考えていますので、第 2 期のメンバーが全て入れ替わってしまうという ことは考えていません。どういう考えで提言書がまとめられたかは引き継い でいただけるものと考えています。したがって、提言書に基づく改善策 をお示ししたときも引き続きご意見をもらえるものと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>個人的な意見ですが、われわれがこういう問題があるのではと提言して、 これに対して行政の各セクションで検討して逆にそれに対して意見を出して もらって公表するなど、広い意味でのパブリックコメントですが、そういった 作業なんかも検討してみてもどうでしょうか。しばしば、提言はしたがそ のあとどうなったかわからないということがありますので、折角、自治基本 条例の議論をしているのだから、提言書に対してもパブリックコメントで返 してもらえると市民としたらありがたいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員会には学識経験者とか団体の代表、公募の市民の方など様々な立場の 方に集まっています。条例自体が広範囲に渡りますが、基本的 にはそれぞれの立場で感じることを課題として出していただければいいので はないかと思います。法人の関係とか馴染みのないものについては事務局で 対応を考えさせていただきますので、とりあえず次回までには、ホームペー ジなども参考にいただき、それぞれの立場で課題などについて考えてい ただきたいと思います。そのホームページが分かりにくいとなれば、それが またひとつの問題になると思います。資料もできるだけ提供させてもらいま すが、とりあえずそれぞれの立場でご提案いただけたらと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>コミュニティの問題もコミュニティごとで状況が少しずつ違っていて色々 な問題が出てくると思いますので、次回までに指摘していただく際にはこの コミュニティはこうだということが分かるようにしていただければと思いま す。</p> <p>次回までの作業等について、他にはありませんか。</p> <p>市民アンケートの実施時期は 7 月ということでよろしいでしょうか。</p>

事務局	<p>総合計画との関係もあります。前回5年前の総合計画のアンケートを7月に実施しています。時期を合わすという意味でも7月中旬の実施を考えていますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>アンケート結果の集計等が9月段階で、10月開催の第3回の審議会ではある程度、アンケート結果に基づいて議論もできるかと思えます。次回は皆さんに意見を出していただきますが、第3回ではアンケートの結果で新たな課題も出てくると思えます。</p> <p>アンケートに関しては、いくつかこの審議会でも検討しておかなければいけないことがあります。どうでしょうか。現在出していただいた課題について事務局の考えを聞かせていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>16歳以上の方を対象に無作為に3,000人を抽出して、アンケートを実施するというのはよろしいでしょうか。フェースシートの部分はアンケートの1ページ目にあるとおりです。あと以前、全体的に文字数が多くて読みづらい印象とのご意見がありました。アンケートの9ページ目から自治基本条例関係の質問となっています。自治基本条例の説明から入ってしまっていますので読みにくいとの指摘をいただきましたが、条例についての説明は必要だと思っております。ただ、全体の行間が詰まっているイメージがありますので、ページ数を増やしてでも行間をもう少し開けたほうがいいのかもかもしれません。アンケートについては、できるだけ多くの方に答えていただきたい気持ちがあります。ページ数を増やすことはできますが、いかがでしょうか。</p>
西川委員	<p>ページ数を増やすと読んでくれないことが考えられます。</p>
赤熊委員	<p>無作為に3,000人をお願いという表現はいいと思えます。しかし、こういうアンケートは全然分からない人を対象に実施してもアンケートの意味がないと思えますが、対象者に人為的な制約を設けることはありますか。</p>
事務局	<p>それは考えておりません。男性と女性、コミュニティに偏りがないようにあくまで機械的に対象者を抽出します。こちらで期待していますのは、前回の総合計画の例からいきますと50%弱の回答を期待しています。大体1,400件くらいの数をとれたら全体的な意見を集約できるのかなと考えています。意図的に対象者を絞り込むというのはアンケートの趣旨に反しているのではないかと考えます。</p>

赤熊委員	年代別の集計がでると思いますが、どなたにいくか分からないが理解できない人もいます。そのときアンケートの信頼性に少し疑問を感じます。
事務局	そのためサンプル数はできるだけ多く取りたいと考えております。
会 長	関心のある方はアンケートを返してくれると思います。全く興味がない分からない人は回答自体しないのではないかと思います。
塚本委員	城坤校区では現在コミュニティバスについてアンケートを実施しており、3,300世帯に対して2,100件返ってきています。○×形式で簡単に回答できるようにしています。今回のアンケートもできるだけ簡単にさせていただきたいと思います。
会 長	アンケートを実施する側はできるだけ多くの情報を取得したいという思いがあるが、それに反し、項目が多いと回答率が下がるということが考えられます。そのバランスは確かに難しいと思います。
赤熊委員	完璧というのは無理だと思いますが、ある程度信頼性のあるものでないといけないと思います。
会 長	自治会の方にアンケートの取りまとめを依頼するという方法もあると思いますが、いかがですか。
事務局	コミュニティには別途、同じような内容のアンケートを実施することも検討しております。コミュニティで活動されている方の意見を別にまとめさせていただくことを考えています。
会 長	コミュニティバスのように生活に密接に関わる部分ですとかなり意見がでてくると思いますが、どうですか。
塚本委員	ご意見は多いです。時間がかかり過ぎるとか、バス停が遠いとか、色々な意見があります。
会 長	総合計画とか自治基本条例など抽象的な話になるとどうしてもそうはいかないと思います。

秋山委員	知っている内容のアンケートについても質問は10項目までだと回答しやすいと聞きます。自治基本条例など聞いたことがないようなものについてはなおさら負担になると思います。簡単に分かりやすく10項目までに抑えるのが回答しやすいのではないかと思います。
塚本委員	因みに城坤コミュニティで実施しているアンケートは10項目です。
事務局	総合計画のほうは少しボリュームがありますけれど、自治基本条例のアンケート項目は最後の自由意見を入れても12項目です。
会 長	項目を削るにしてもどれを減らすかという議論になりますが、いかがですか。
塚本委員	私はこれでいいと思います。
会 長	そうですね、これ以上削るのもどうかと思います。
事務局	もうひとつ問19の設問について、誘導しているとの意見がありましたが、どうでしょうか。
西川委員	色々意見はあるでしょうが事務局がいいと思って作ったのであれば、これでいいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。
事務局	それと問9で「後退している」という選択肢が入っていないというご指摘がありましたが、確かに後退していると感じている人がひょっとしているかもしれません。
西川委員	自治基本条例を作ったから、自治が後退しているという意味合いでしょうか。
事務局	作る作らない関係なく後退していると感じている人がいるかもしれないということです。
西川委員	「後退している」なんて書かないでいいと思います。そう思っている人は、別にそのように書くと思います。

赤熊委員	「その他」という選択肢を入れてはどうでしょうか。
会 長	指定管理者制度の導入ですとか民間委託ですとか、当時と環境が変わってきているから、具体的にこういうことで不便になったとか、そういう意見が出てこないとは限らないと思います。そういったことを何か表現できる項目を入れられたらと思います。
事務局	全体的に行間を開けるとい部分と、問 9 では「後退している」ということも含めて幅広い意見を聞けるよう項目を工夫した形の表現に変えてみようと思います。
塚本委員	アンケートは郵送ですか。
事務局	そうです。
山本委員	インターネットでは行わないのですか。
事務局	インターネットは誰が回答するか分かりません。市民以外の方が回答する恐れがありますので、実施する考えはありません。
会 長	議題 1 については以上ですが、その他に何かありますか。
副会長	提出したワークシートは返してもらえますか。
事務局	抽出が終われば返却します。
会 長	次回の開催等について事務局から説明願います。
事務局	次回の開催ですが、7 月 16 日までにワークシートを提出いただいて、8 月 16 日の週に第 2 回が開催できればと考えています。本当は今日帰りにでも次回のご予定を聞いて決められたらいいのですが、本日、欠席されている方もいますので、さきほどお配りした 1 枚ものの用紙にご都合が悪い日のところへ×印をつけて返送していただければそれで調整させていただきます。次回のスケジュールについては決まり次第ご連絡いたします。もし、よろしかったらメールアドレスも記入していただければ、お忙しいときなど電話では連絡がつかないときにも、用件をお伝えできると思いますのでよろしく願います。

実原委員	します。  今回の資料をいただいたのが 3 日前でした。もう少し早くいただければと思います。
事務局	わかりました。
会 長	他に意見がないようでしたら、これで閉会します。